

ホテルの利用客が従業員<sup>が</sup>の指示により玄関前に駐車し  
鍵を預けていた自動車に関する営業主の寄託に基づく責任

【原審】

大阪地裁平成二二年一月一八日判決、請求棄却（控訴）

平成二一年（ワ）第二八一号 損害賠償等請求事件

判例時報一七四六号一四一頁

【控訴審】

大阪高裁平成二二年九月二八日判決、一部変更（上告）

平成二二年（ネ）第六三二号 損害賠償等請求控訴事件

判例時報一七四六号一三九頁

森  
川  
隆

〔参照条文〕

商法五九三条・五九四条・五九五条、民法六五七条

## 〔事 実〕

Y（被告・被控訴人）は、経営するホテル（ユニオンホテル）に駐車場（以下、本件駐車場とする）を設けて、宿泊客および一般客に有料で利用させていた。ただし、ユニオンクラブ会員である宿泊客には、本件駐車場を無料で利用できるサービスを行っていた。そこで、同会員であり平成一〇年一月一二日から五〇泊の予定で宿泊していたX<sub>1</sub>（原告・控訴人）も、本件駐車場を無料で利用していた。

本件駐車場では、利用客が自動発券機により発券される駐車券を使ってゲートの開閉と料金の清算を行い、自動車の鍵を自ら保管するシステムが採られていた。また、本件駐車場が満車である場合は、ゲートからフロントにインターフォンで連絡できるようにされていた。そして、連絡されると、フロント係がゲートに向いてそれ以外の場所に駐車してもらうよう誘導していた。その場所として、ホテル建物北側の壁際付近・本件駐車場内の東端部分・ゲート南側付近・ホテルの玄関前部分があった。

このような事情の下、X<sub>1</sub>は、平成一〇年一月九日午前一時四〇分ごろ、所有する自動車（以下、本件自動車とする）を運転してホテルに戻ってきた。だが、本件駐車場が満車であったため、フロントに連絡した。そこで、フロント係のAがゲートに向いてホテルの玄関前まで誘導し、X<sub>1</sub>は、その場所に本件自動車を駐車した。

そして、その際に、Aは、X<sub>1</sub>に対して、「他の車が移動するときや駐車場が空いたときには移動させますので鍵を預からせてもらえますか」という趣旨の申入れをした。そこで、X<sub>1</sub>は、それを了解し、本件自動車のスペアキーを預けた。

ところが、その後数時間以内に、本件自動車が盗まれた。そこで、X<sub>1</sub>は、本件自動車に付していた自家用自動車

総合保険（車両保険）に基づいて、損害保険会社であるX<sub>2</sub>（原告・控訴人）から、本件自動車の時価額相当の車両保険金四〇五万円の支払いを受けた。

さらに、X<sub>1</sub>は、本件自動車被盗されたことに伴い、車内に置いていた動産類——ダウンジャケット一着（二万円）、ブルゾン一着（二万円）・音楽CD三〇枚（計六万円）・ダイキャストモデル三個（計一万五〇〇〇円）・カメラ一脚（七〇〇〇円）等（以下、本件積載物とする）——も盗まれ、それにより少なくとも合計一二万二〇〇〇円の損害を被ったと主張して、本件自動車の寄託に基づく債務不履行を理由として、Yに対して賠償を請求する訴えを提起した。また、X<sub>2</sub>も、車両保険金を支払ったことにより、右の債務不履行に基づくX<sub>1</sub>のYに対する損害賠償請求権を代位取得したと主張して、Yに対して賠償を請求した（そのほかに、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>は、訴えの提起により被った弁護士費用相当損害についての賠償も請求している）。

これに対して、Yは、自動車に関して、鍵を預かるのは、利用客が移動させる行為を代行するためであり、それにより寄託が成立したと認めることはできないと主張した。さらに、仮に寄託の成立が認められるとしても、商法五九五条が適用され、X<sub>1</sub>は車種や価格を通告していないから、Yは、場屋営業者（場屋の主人）としての責任を負わないと主張した。

そのうち後者の主張に対して、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>は、商法五九五条の高価品は容積又は重量の割に高価な物品をいうところ、本件自動車のような通常市販されている自動車は高価品に該当しないと反論している。

右の訴えに対して、原審は、下記のように判示し、本件自動車に関する寄託の成立を否定して、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>の請求を棄却した。そこで、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>は、それを不服として控訴した。

これに対して、控訴審は、下記のように判示し、本件自動車に関する寄託の成立を肯定して、（弁護士費用相当損害についての賠償を除いて）X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>の請求を認容した。

## 〔判旨〕

## 【原審】

「ユニオンホテルの駐車場の利用形態に照らすと、駐車場利用者と同所有者であるYとの間には、寄託契約の要件である保管約束と目的物の受取りの要素が欠けており、それは単なる駐車場の提供にすぎず、寄託契約関係にはないといふべきである。」

「次に本件についてみると、本件では駐車場が満車であったために、やむなくホテルの玄関部分のスロープ付近に本件自動車を駐車させたものであり、駐車場が満車の場合のいわば代替的な措置にすぎないものといふべきところ、《証拠略》によれば、このような場合にY側で車の鍵を預かる趣旨は、玄関部分に駐車している他の車両の発進の際に本件自動車を移動させる必要があることや駐車場が空いた場合に本件自動車を移動させるためであることがうかがわれ、右趣旨についてはXも説明を受けて認識していたのである」。

「以上認定の、ユニオンホテルの駐車場の利用形態や本件で同ホテルが鍵を預かった趣旨などの事情を合わせ考えると、Yは本件自動車の一時的移動を代行するためにスペアキーを預かったものによらず、これをもってXとYとの間に、本件自動車についての保管約束とその受取りがあったものと認めることができぬ。」

## 【控訴審】

「右事実によると、Xは、自らはホテルの自室に戻ることから、Yにおいて本件自動車をホテルの敷地内で移動させることを了承し、その鍵を従業員に交付することにより、Yに対してその保管を委託し、Yはこれを承諾したの

であるから、Yは、ホテルの営業の範囲内において、無償でX<sub>1</sub>から本件自動車の寄託を受けたというべきであり、X<sub>1</sub>がY（フロント係のA）に対して交付した鍵がスペアキーであり、X<sub>1</sub>がマスターキーは自己のもとに所持していたこと、Y（A）において短時間だけ鍵を預かる意図であったことは、いずれも右認定を左右するものではない。

そして、Yは、本件自動車の滅失（盗難）について、不可抗力を主張・立証しないから、Yは、商法五九三条、五九四条により、X<sub>1</sub>に対して右盗難により生じた損害を賠償する責に任じるというべきである。

なお、本件自動車が商法五九五条にいう高価品に該当するとしても、Aは、X<sub>1</sub>の運転する本件自動車を駐車場からホテルの正面まで誘導したのであり、Yは本件自動車の車種や概ねの価額を知ったというべきであるから、Yは同条によりその責を免れることはできないというべきである。」

本件積載物は、「その種類・価額からみて、通常自動車に積載されていると考えられる物品であるから、その滅失についてもYは前記責任を負う」。

## 〔研究〕

原審判旨に反対、控訴審判旨に基本的に賛成

一 Yは、ホテルの営業主であり、公衆の来集に適する設備を設けて客に利用させている。それゆえ、「旅店…其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人」（商法五九四条一項）に該当する。

周知の通り、場屋では、営業主の信用保持と利用客の保護を図るため、利用客が持ち込んだ物品に関する営業主の責任について、特別な規定が設けられている（商法五九四条二項）。それによると、営業主は、このような物品のう

ち寄託を受けた物品に関して、厳格な責任を負う。具体的にいうと、滅失又は毀損したことについて、「不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレハ」責任を負う。これに対して、寄託を受けない物品に関しては、それより緩和された責任を負う。具体的にいうと、滅失又は毀損したことについて、営業主又はその使用人に不注意——したがって、過失——があることを（利用客により）証明されれば責任を負う（ただし、物品が高価値に該当すれば、商法五九五条が問題となる）。

そのため、Yは、本件自動車に関して、寄託の成立が肯定されれば、盗まれたことについて、「不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレハ」責任を負う。これに対して、寄託の成立が否定されれば、盗まれたことについて、Y又はその使用人に過失があることを証明されなければ責任を負わない。

このように本件自動車に関して、盗まれたことについてYが負う責任（その要件）は、寄託が成立するか否かにより異なる。だが、その成否を巡って、控訴審判決と原審判決で解釈が分かれている。そこで、その成否を中心に検討したい。

二 一般に、本件自動車のようなホテルに駐車した自動車に関して、利用客が営業主に鍵を預けたケースでは、控訴審判決と同様に寄託の成立を肯定する解釈が採られている。

具体的にいうと、東京地判平成八年九月二七日判時一六〇二号一四九頁（以下、判決①とする）は、被告である旅館経営者が玄関前および玄関下に駐車場を有し利用客が多いときは自動車の鍵を預かる方式を採っていた事案において、「鍵を預かることによって、単に駐車場を提供するという以上に、旅館経営者が駐車車両を整理のため適宜移動させることのできる側面がある」と判示し、利用客は旅館経営者に対して「本件車両を保管することを依頼し、一方、被告は、その鍵を受け取ることによって本件車両を支配下に置いてこれを保管した」と説明して、寄託の成立を肯定する。また、学説上も、このようなケースについて、「単に駐車場の場所を提供するというだけでなく、場屋の主人が

車の鍵を預かって、車を移動・整理する場合のように、車を自己の支配下に置くときは、寄託の成立を認めるべきである」と説明されている（近藤光男『商法総則・商行為法（第五版補訂版）（有斐閣、平二〇）二二九頁、田邊光政『商法総則・商行為法（第三版）（新世社、平二〇）三三四頁）。

確かに、営業主が鍵を預かったことは自動車を支配（所持）していた——したがって、受け取った——ことを認定する理由になり得る。換言すると、利用客が鍵を預けたことは自動車を引き渡したことを認定する理由になり得る。

もっとも、本件自動車に関して、X<sup>1</sup>はスペアキーを預けたにすぎずマスターキーを所持していた事実が認められることから、右の認定に疑問が唱えられている（甘利公人「判批（控訴審判決）」損保六四卷三号（平一四）一七七頁、来住野究「判批（判決）」慶應義塾大学商法研究会編『下級審商事判例評釈（平成六年—一〇年）』（慶應義塾大学出版会、平一八）二四六頁）。だが、先述した事實は、本件自動車に関して、X<sup>1</sup>が所持を喪失していない理由になり得るにすぎない。共同して所持することがあり得る以上、Y<sup>1</sup>が所持していたことを否定する理由にはなり難い。

ただ、寄託は、保管を主たる目的とする契約である。そして、保管は、受寄者が所持するだけでなく、滅失と毀損を防止して原状を維持することまで含む（それ自体は、商法五九四条の寄託でも異なる。宇野稔「場屋における駐車事故と商法第五九四条の責任」大分大学経済論集三二巻五号（昭五四）一三五頁、白石智則「判批」白鷗一四卷一号（平一九）二七六、二七七頁、拙稿「引渡を受けない高価品に関する旅客運送人の責任」倉澤古稀『商法の歴史と論理』（新青出版、平一七）八七四頁注（39）参照）。

それゆえ、自動車に関して、寄託の成立を肯定するためには、営業主が鍵を預かっただけでは十分でなく、滅失等の防止を合意したことが必要である。そこで、このような合意が認められるかが問題となる。

結論を先にいうと、このような合意は認められよう。そして、その理由は、自動車の滅失等を防止する可能性の点に求められる。

一般に、自動車に関して、利用客は、鍵を預けることにより自ら滅失等を防止することが困難になる。他方、営業主は、鍵を預かることにより滅失等を防止する可能性を得る。そこで、別段の事情が存在しなければ、そのことにより滅失等の防止を利用客が委託し営業主が引き受けたと理解するのが自然であろう。寄託の成立を肯定する先述した解釈も、このような理解に基づくと思われる (Vgl. Staudinger/Dieter Reuter, BGB, §§ 657 - 704, Neubearbeitung (2006), Vorbem zu §§ 688ff. Anm. 35)。

なお、このような理解は、自動車を利用客が引き渡した場合（営業主が受け取った場合）一般に妥当する。すなわち、自動車に関して、利用客は、引き渡すことにより自ら滅失等を防止することが困難になる。他方、営業主は、受け取ることにより滅失等を防止する可能性を得る。そこで、別段の事情が存在しなければ、そのことにより滅失等の防止を利用客が委託し営業主が引き受けたと理解するのが自然であろう。「駐車中の客の自動車が受寄物にあたるか否かは、車の占有が場屋営業者と客のいずれに属しているかにより定める」と説明されてきたことも（今井薫ほか「現代商法Ⅰ総則・商行為法〔改訂版〕」三省堂、平八、四四三頁（岩崎憲次）、加藤一郎・鈴木祿弥編『注釈民法（17）』（有斐閣、昭四四）四四八頁（幾代通・平田春二）、今泉邦子ほか『商法Ⅰ総則・商行為法』（不磨書房、平二三）二四四頁（永田均）、このような理解に基づくと思われる。

三 これに対して、本件自動車に関して、原審判決は、滅失等の防止を合意したことを否定する際に、本件駐車場が利用される場合の法律関係を考慮している。だが、Yが受け取った点で、右の場合とは異なる。それゆえ、右の場合の法律関係を考慮するのは疑問なしとしない。

ただ、原審判決のように（一時的）移動の代行を合意したと評価する立場から、Yが受け取ったことは認めながら、滅失等の防止を合意したことを否定する主張が唱えられている（直接には、判決①の事案を対象として論じられている。来住野・前掲

二四三二四四頁参照）。

このような評価の是非はしばし措くとして、それによると、本件自動車に関する法律関係は、物品運送と類似する（物品運送も、移動する距離の長短を問わず、例えば、同一建物内の移動まで含む。平出慶道『商行為法（第二版）』（青林書院、平元）四五七頁参照）。そのため、物品運送を参考にすることができる。そして、物品運送では、滅失等の防止を合意する（商法五七七条参照）。

確かに、物品運送は、請負である点で、準委任である移動の代行とは異なる。そのため、物品運送を参考にすることはできないとの反論もあり得よう。

だが、物品運送において、滅失等の防止を合意するのは、請負という契約の種類に基づくのではない。むしろ、先述した受け取った場合一般とパラルレルに考えられる。具体的にいうと、運送品に関して、荷送人が引き渡すことにより自ら滅失等を防止することが困難になり、運送人が受け取ることにより滅失等を防止する可能性を得ることに基づく。そのため、本件自動車に関して、移動の代行を合意したと評価しても、Yが受け取ったことを認めれば、滅失等の防止を合意したことまで導かれよう。

もつとも、Yが受け取ったことが認められても、それだけでは滅失等の防止を合意したことまで導くことができない事情が存在すれば、この限りでない。そして、X<sub>1</sub>がマスターキーを所持していた事実が、そのような事情に該当するかが問題となるよう。

一見すると、本件自動車に関して、X<sub>1</sub>は、先述した事実に基づいて、自ら滅失等を防止することが困難ではない——それに伴い、滅失等の防止を委託しなかった——とも解される。ただ、他方において、X<sub>1</sub>は、Yが移動させることを了承していた。そこで、具体的に何時どの場所に移動されるか分からない——それに伴い、自ら滅失等を防止することが困難になる——可能性があることに鑑みれば、滅失等の防止を委託したと理解するのが自然であろう。さらに、X<sub>1</sub>が引き渡したのが深夜であることを考え合わせれば、尚更である。また、それらのことに鑑みれば、Yも、

その委託を引き受けたと理解される。

四 先述したことに鑑みれば、保管の引受けを合意したことを認めない原審判決には賛成できない。むしろ、右のことを認める控訴審判決が的を射ていると解される。

もつとも、右のことから直ちに寄託の成立を肯定するのは、早計である。というのも、寄託は、保管を主たる目的とする契約である。そのため、本件自動車に関して、右のことを認めても、他方において、原審判決のように移動の代行を合意したと評価すれば、保管は、それに付随して行われるにすぎず主たる目的とされていない——したがって、寄託の成立が否定される——と解し得るからである（米住野・前掲二四四頁）。

付言すると、保管の引受けを合意する契約は、寄託に限られず、それ以外にも存在する。その例として、物品運送が挙げられる。そして、このような契約は、保管を主たる目的とするか否かに応じて、寄託に該当するか否かが区別される（幾代通Ⅱ広中俊雄編『新版注釈民法（16）』（有斐閣、平成三二一年）（明石三郎））。

そのため、本件自動車に関して、原審判決のように移動の代行を合意したと評価すれば、寄託の成立が否定され得る。たとえ、控訴審判決のように保管の引受けを合意したことを認めても然りである。そこで、このような評価の是非が問題となる。

先述したように、Xは、Yが本件自動車を移動させることを了承していた。その具体的なケースとして、他の車が移動する場合と本件駐車場が空いた場合が挙げられている。一見すると、これらの場合を対象として移動の代行を合意したとも評価される。

ただ、このように評価すれば、本件駐車場が空いた場合に、Yが本件自動車を移動させなければならないことにならぬ。だが、そのことが、当事者であるXとYの意思に適合するか疑問なしとしない。むしろ、その場合の法律関係は、

保管の引受けを合意したことに基ついて理解すべきであろう。具体的にいうと、Yは、本件自動車を本件駐車場に移動させて保管することができるとし、それ以外のホテルの敷地内で保管することもできるのであり、その判断をX<sub>1</sub>から委ねられていたと理解される。

もっとも、他の車が移動する場合は、Yが本件自動車を移動させなければならないことにならう。だが、そのことも、移動の代行を合意したことに基つくのではなく、保管の引受けを合意したことに基つく。すなわち、その場合に移動させなければならないのは、他の車と衝突又は接触することにより生じる滅失等を防止するためであると理解される。

そのため、本件自動車に関して、Yが移動させることをX<sub>1</sub>が了承していたことについて、原審判決のように移動の代行を合意したと評価するのは疑問なしとしない。むしろ、ホテルの敷地内において具体的な保管場所を指定せずに保管の引受けを合意したと理解される。それゆえ、保管が主たる目的とされていた——したがって、控訴審判決がいうように、寄託の成立が肯定される——ことにならう。

要するに、同じホテルの事案でも、営業主が利用客の手荷物を客室に移動させるようなケースとは異なる（このようなケースを取り上げた判決として、最判平成一五年二月二八日判時一八二九号一五一頁）。このようなケースでは、営業主が手荷物を移動させなければならないことになり、そのことは、移動の代行を合意したことに基つくと評価される（それゆえ、寄託の成立が否定され得る。石原全「判批」金判一一三三号（平一四）六四頁参照。だが、このような評価は、本件自動車には妥当しないと解される。

五 先述したことに鑑みれば、寄託の成立を否定する原審判決には賛成できない。むしろ、それを肯定する控訴審判決が射的を射ていると解される。

しかも、先述したことは、基本的に、判決①の事案でも妥当する。そこで、それを取り上げて確認したい。

一般に、ホテルの駐車場が利用される場合は、営業主が自動車を受け取っておらず駐車場を提供するにすぎない。それゆえ、寄託の成立が否定される（近藤 前掲 三三九頁、高知地判昭和五一年四月二二日判時八三二号九六頁）。原審判決がいうように、本件駐車場のようなシステムを採るケースでも然りである（来住野・前掲 二四五頁。ただし、宇野・前掲 三六頁注（10）、今井ほか・前掲 四四四頁（岩崎）、加藤・鈴木編・前掲 四四八頁（幾代・平田））。

だが、判決①の事案のように営業主が鍵を預かったケースでは異なる。むしろ、営業主が自動車を受け取っており、それにより保管の引受けを合意したと理解される（もっとも、別段のことを定める約款——例えば、「宿泊客が当ホテル（館）の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテル（館）は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません」と定める約款（モデル宿泊約款一七条本文）——を採用していたような場合は、営業主が自動車を受け取ったことが認められても、それだけでは保管の引受けを合意したことまで導くことができない事情が存在すると解し得る）。

具体的にいうと、判決①の事案において、旅館経営者が駐車車両を整理のため適宜移動させることができるのも、移動の代行を合意したことに基づくのではなく、具体的な保管場所を指定せずに保管の引受けを合意したことに基づく。それゆえ、保管が主たる目的とされていた——したがって、判決①がいうように、寄託の成立が肯定される——ことになるう。

また、先述したことは、ホテル以外の駐車場が利用される場合でも妥当すると解される。この点に関して、東京地判平成元年一月三〇日判時一三三九号一八一頁（以下、判決②とする）でも、駐車場の営業主ができるだけ多くの自動車を駐車させるようにするため利用客から鍵を預かり自動車を整理して駐車させる方式を採っていた事案において、寄託の成立が肯定されることが前提とされている。ドイツでも、一般に、同様に解されている（Strandinger/Reuter, a. a. O.,

Vorbem zu §§ 688ff. Anm. 35; Soergel/Waether Heinzmann, BGB, Bd. 4/1, 12. Aufl. (1997), Vor § 535 Anm. 352; Soergel/Arndt Teichmann, BGB, Bd. 4/2, 12. Aufl. (1999), § 688 Anm. 15; Bamberg/Reh/Markus Gehlein, BGB, Bd. 2 (2003), § 688 Anm. 4)。

六 ただ、他方において、ガソリンスタンドに駐車した自動車に関しては、寄託の成立を否定する判決——東京地判昭和五九年七月三二日判時一一五〇号二〇一頁（以下、判決③とする）・東京地判平成一〇年一〇月二〇日判時一七〇八号一三六頁（以下、判決④とする）・東京地判平成一二年九月二六日判タ一〇五四号二一七頁（以下、判決⑤とする）・東京地判平成一三年一〇月一九日判時一七九六号九七頁（以下、判決⑥とする）・東京高判平成一四年五月二九日判時一七九六号九五頁（判決⑥の控訴審。以下、判決⑦とする）——が相次いでいる。

だが、先述した判決のうち判決③と判決⑤の事案では、自動車を駐車した者が、鍵をつけたままの状態で、給油・洗車・オイル交換のような作業を依頼することなく、ガソリンスタンドから立ち去っている。そして、ガソリンスタンドの営業主が、このように作業を依頼されないにもかかわらず、保管の引受けを合意することは考え難い。この点に関して、判決⑤も、「ガソリンスタンドにおいては、スタンド内の限られたスペースの中で、いつまで保管することになるかわからない車両を預かることは通常の業務の妨げになることは明らかであるから、給油、洗車等の注文がないのに、ただ顧客の車両を預かるサービスを行うことは経験則上一般的とは思われない」と判示している。そのため、営業主が自動車を受け取ったことが認められても、それだけでは保管の引受けを合意したことまで導くことができない事情が存在すると解される。

これに対して、先述したその他の判決の事案のように作業を依頼されたケースでは、そのような事情が存在しない。そこで、学説上も、「商法五九三条にいう『営業の範囲内』における寄託の引受けがあつたといつてよい」と説明されている（具体的には、洗車や車両整備のケースを対象として論じられている。洲崎博史「判批（判決⑦）」商事一七八号（平一九一三八頁参照）。

もつとも、このようなケースでは、保管の引受けを合意しても、保管は、作業に付随して行われるにすぎず主たる目的とされていない。それゆえ、寄託の成立が肯定されるわけではなからう。この点に関して、判決④も、オイル交換を請負と評価したうえで、それに必要な範囲で保管の引受けを合意したことは認めるものの、格別に寄託の成立を認める必要はないと判示している。

そのため、先述した判決の事案では、寄託の成立が否定されることにならう。だが、そのことは、本件自動車に関して、寄託の成立を肯定するうえででの支障にはならないと解される。

七 これまでに述べたことに鑑みれば、控訴審判決がいうように、本件自動車に関して、寄託の成立が肯定される。しかるに、Yは、盗まれたことについて、「不可抗力ニ因リタルコト」を証明していないため、責任を負う（商法五九四条一項。なお、控訴審判決は、根拠条文として商法五九三条も挙げている。だが、それを挙げる必要はなからう。白石・前掲二六九二七二頁参照）。

もつとも、控訴審判決は、本件自動車に関して、商法五九五条の高価品に該当する可能性を否定しておらず、右の責任を認める際に、「其種類及ヒ価額ヲ明告」したという同条の要件を充たすことを論じている。そこで、同条との関係が問題となる。

確かに、本件自動車の時価額（四〇五万円）は、高額である。だが、商法五九五条の高価品は、同趣旨の規定とされる商法五七八条の高価品と同義に解釈されており、容積又は重量の割に著しく高価な物品と定義される（例えば、白石・前掲二七九頁。ただし、増田中宇「判批」商事一七四四号（平一七）一一二頁、一二三頁注（8））。

そうだとすれば、高価品に該当するか否かは、価額のみによって判断するのではなく、価額と容積又は重量の相関関係から判断しなければならない。他方、一般に、自動車は、相当の容積や重量を有する。そのため、価額が高額であつても、高価品に該当することを認めるのは困難であろう。それゆえ、本件自動車のような通常市販されている自

自動車は高価品に該当しないという $X_1$ ・ $X_2$ の反論が的を射ていると解される。

このように解すれば、本件自動車に関して、商法五九五条は問題とならない。それを問題とすることなく、Yは、盗まれたことについて、商法五九四条一項の責任を負う。

八 控訴審判決は、本件積載物に関しても、「その種類・価額からみて、通常自動車に積載されていると考えられる物品」(以下、通常積載物とする)に該当することから、盗まれたことについて、Yが商法五九四条一項の責任を負うと判示する。そこで反対に、仮に通常積載物に該当しない物品(以下、特別積載物とする)であれば、盗まれたことについて、Yが同条項の責任を負わないという結論を認めている。

その前提として、控訴審判決は、通常積載物に関する責任も、本件自動車の寄託に基づく責任に含まれると評価している。また、判決②も、同様に評価しているように見受けられる。

だが、商法五九四条は、利用客が持ち込んだ物品に関する営業主の責任(その要件)について、寄託の成否を基準として区別する規定であり、積載物は、自動車と別個の物品である。そのため、積載物に関する営業主の責任を判断する際には、積載物それ自体に関する寄託の成否を問題とすることから出発すべきであろう。

もともと、控訴審判決の結論は、それを問題としても認められないわけではない。そこで、それを検討して、研究を締め括りたい。

確かに、利用客は、鍵を預けることにより積載物一般に関して自ら滅失等を防止することが困難になる。他方、営業主は、鍵を預かることにより積載物一般に関して滅失等を防止する可能性を得る。そのため、営業主は、そのことにより通常積載物だけでなく特別積載物に関しても保管の引受けを合意したとも解される。

だが、通常積載物と異なり特別積載物に関しては、営業主が存在を予期し難い。そのため、営業主が受け取ったこ

とが認められても、それだけでは保管の引受けを合意したことまで導くことができない事情が存在すると解することもできよう。要するに、営業主は、鍵を預かることにより自動車とともに積載物に關しても保管の引受けを合意したが、そのような事情ゆえに、すべての積載物に關して保管の引受けを合意したのではなく、通常積載物に限って保管の引受けを合意したに留まると解する余地があらう。

このように解すれば、控訴審判決の結論が認められる。すなわち、本件積載物は、通常積載物に該当することから、寄託の成立が肯定される。それゆえ、Yは、それが盗まれたことについても、商法五九四条一項の責任を負う。

これに対して、本件積載物に關して、仮に特別積載物に該当すれば、寄託の成立が否定される。それゆえ、Yは、盗まれたことについて、商法五九四条一項の責任を負わない。むしろ、商法五九四条二項に基づいて責任を負うにすぎないことになるう（ただし、自動車と異なり積載物に關して、商法五九四条一項の適用を否定するものとして、宇野・前掲三三九、二四〇頁）。